

第 2 回 海陽町農業委員会会議録

会議名 平成29年度 第 2 回 海陽町農業委員会

日 時 平成29年 5月25日（木曜日）午後1時30分より

場 所 海陽町海部庁舎 3階会議室

出席委員名 22 名

議 長 吉田豊樹

出席委員

1番 富田 豊	2番 小狭一成	3番 北地正敬	4番 山田 哲	5番 小山浩徳
6番 富田和樹		8番 須濱靖次	9番 西田洋美	
11番 村本栄一	12番 米田公彰	13番 西岡利信	14番 長谷 栄	15番 南谷輝幸
	17番 池下嘉郎	18番 山下久男	19番 河内茂男	20番 森 和男
21番 広田英子		23番 松川晴夫		25番 川端注連憲
26番 芝下初夫				

事務局 本田 寿

議題

1. 農地法第3条の規定による許可申請について
2. 農地法第5条の規定による許可申請について
3. 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
4. その他

1. 開会

議長	<p>只今から、5月農業委員会を開催します。</p> <p><u>7番 平岡委員、10番 濱崎委員、16番 大東委員、22番 中張委員、24番 山上委員、5名の欠席の報告があり、本日は22名の出席です。</u></p> <p>会議規則により、会議が成立していることを報告します。</p>
----	---

2. 議事録署名の指名

議長	<p>それでは、はじめに議事録の署名者について指名させて頂きたいと思えます。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということでございますので、<u>4番 山田委員、5番 小山委員</u>を指名します。</p> <p>尚、委員会終了後、平成29年度4月第1回委員会の議事録について、2番 小狹委員、3番 北地委員は残って頂き、議事録確認の程をお願いします。</p>
----	---

3. 議事

議長	<p>第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。</p>
事務局	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。</p> <p>譲受人は、XXXXXXXXXX</p> <p>譲渡人は、XXXXXXXXXX</p> <p>申請地は、四方原字大道東 10番1、地目 畑、面積 729 m²</p> <p>申請地の所在、利用状況、現況写真等については、資料1～4ページをご覧ください。</p>

<p>議長</p>	<p>申請理由としましては、申請地近隣に住まいの、譲受人 ■■■■■ の要望による売買の所有権移転申請です。</p> <p>譲受人 ■■■■■ は、現在 ミニ耕運機、トラック等を所有し、自作地・借入地 合わせて 6,087 m² を耕作しております。</p> <p>取得後は、申請地において 梅等 果樹栽培の予定としております。</p> <p>質疑意見ございませんか。</p> <p>許可することに異議ございませんか。</p> <p>譲受人 ■■■■■ の耕作に関して疑問視する委員の発言があったが、書類上不備が無いため許可することとする。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、第1号議案は、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>譲受人は、■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>譲渡人は、■■■■■</p> <p>申請地は、大里字杉谷 41番、地目 畑、面積 1,445 m²</p> <p>申請地の所在、土地利用計画、現況写真等については、資料5～9ページをご覧ください。</p> <p>転用の目的としては雑種地とし、隣接する資材置場と併せて利用の資材置場とする計画です。</p> <p>申請地の農地区分としては、農用地区域及び海部川沿岸土地改良区 外で、生産性の極めて低い区域であり、また近隣に公共施設があることから、第2種農地と判断され、立地基準は満たしております。</p> <p>周辺農地については、すべて休耕地及び耕作放棄地であり、転用目的からしても悪影響等はないと思われまます。</p> <p>尚、必要添付書類等については、事務局で確認しております。</p>

<p>議長</p>	<p>質疑意見ございませんか。 許可することに異議ございませんか。</p> <p>海部川沿岸土地改良区からの用水供給外ではあるが、意見書の添付が必要な位置であると委員より指摘があり、改良区としては問題は無いので、書類上意見書の添付後に許可することとする。 (異議なし)</p> <p>それでは、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請は、審議の結果、立地基準、一般基準において各許可要件に問題ないものと判断、許可することとします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、事務局より説明して下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定について説明します。</p> <p>番号1番の1 利用権を設定する土地 大井字三反田 16番、地目 田、面積 1,739 m²</p> <p>利用権を設定する者(貸人)は■■■■■、権利の種類として賃貸権により、(借人)■■■■■に、始期平成29年6月1日から、終期平成32年5月31日までの新規設定です。</p> <p>他、農用地利用計画書のとおり 合計37筆、面積 41,971 m²です。 権利設定内容については、農用地利用集積計画書で確認してください。</p> <p>質疑意見ございませんか。 農用地利用集積計画案について異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、農業委員会の意見決定することとし、この後、法第19条により、平成29年6月1日に、公告する</p>

こととします。

議長

4、その他議案について
意見等ございませんか。

(特になし)

以上をもちまして、5月農業委員会を閉じます。

次回の開催は、6月23日(金曜日)海部庁舎3階で予定しています。

議事録署名者 山田 哲

議事録署名者 小山 浩徳

委員会終了後、

徳島県農業会議農業者年金担当者より、農業者年金加入推進の一環として
現行制度等の説明会を行った。